

各都道府県の「いじめ防止対策推進法」に基づく条例制定状況

H26.11.6 現在 心の支援室

	条例の形態		条例名
	総合 条例	附属機 関設置 条例	
北海道	○		・北海道いじめの防止等に関する条例
青森県		○	・青森県いじめ防止対策審議会条例
宮城県		○	・いじめ問題対策連絡協議会条例 ・いじめ防止対策調査委員会条例
秋田県		○	・秋田県子ども・子そだて支援条例
山形県		○	・山形県いじめ防止対策の推進に関する条例
福島県		○	・福島県いじめ問題調査委員会条例
茨城県		○	・茨城再調査委員会条例
栃木県		○	・栃木県いじめ問題対策連絡協議会条例 ・栃木県いじめ問題対策委員会条例 ・栃木県いじめ再調査委員会条例
埼玉県		○	・いじめ問題の重大事態に関する再調査部会規定
千葉県	○		・千葉県いじめ防止対策推進条例 （・千葉県行政組織条例）
東京都	○		・東京都いじめ防止対策推進条例
神奈川県		○	・附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 <神奈川県いじめ問題再調査会> <神奈川県いじめ防止対策調査会>
新潟県		○	・新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例・新潟県いじめ等に関する調査委員会条例
富山県		○	・富山県附属機関条例(再調査機関) ・富山県いじめ防止対策推進委員会規則
山梨県		○	・山梨県いじめ防止対策推進法施行条例
長野県	予		・長野県いじめ防止に関する総合対策推進条例(仮称)
岐阜県		○	・岐阜県いじめ防止等対策審議会 ・岐阜県いじめによる重大事態再調査委員会条例
静岡県		○	・いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例
愛知県		○	・愛知県いじめ問題対策委員会及び愛知県いじめ問題調査委員会条例
三重県		○	・三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 ・三重県いじめ対策審議会条例 ・三重県いじめ調査委員会条例
滋賀県		○	・滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例 ・滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例 ・滋賀県いじめ再調査委員会条例
京都府		○	・京都府附属機関設置条例 ・京都府組織規定の一部を改正する規則
大阪府		○	・大阪府附属機関条例
兵庫県		○	・兵庫県いじめ対策審議会条例
鳥取県		○	・鳥取県附属機関条例 <鳥取県いじめ問題検証委員会要項>
島根県		○	・島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例
岡山県		○	・岡山県いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
広島県		○	・広島県附属機関設置条例
山口県		○	・山口県いじめ問題調査委員会 ・山口県いじめ調査検証委員会
徳島県		○	・いじめ防止対策推進法施行条例
香川県		○	・香川県いじめ問題再調査委員会条例
愛媛県		○	・愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例
高知県		○	・高知県いじめ防止対策推進法施行条例
福岡県		○	・福岡県立学校いじめ防止対策推進委員会規則・附属機関設置条例の一部を改正する条例
佐賀県		○	・佐賀県いじめ問題対策委員会条例
長崎県		○	・長崎県いじめ問題調査委員会条例
熊本県		○	・熊本県いじめ防止対策審議会条例 ・熊本県いじめ調査委員会条例
宮崎県		○	・宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例 ・宮崎県いじめ問題対策委員会条例
鹿児島県		○	・鹿児島県いじめ調査委員会設置条例